

鴨川市管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第 14 号

鴨川市管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市管理職手当の支給に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 7 年度に支給する管理職手当の額の特例）

- 3 第 2 条第 1 項に規定する職を占める職員で定年前再任用短時間勤務職員以外の職員（行政職給料表の適用を受ける職員及び教育職給料表の適用を受ける職員に限る。）に対して令和 7 年度に支給する管理職手当の額は、同条第 2 項に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。